

奈良県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第七十号

奈良県行政不服審査会条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第一項の規定に基づく附属機関たる奈良県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 審査会は、委員六人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

**第三条** 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(委員の服務)

**第四条** 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

**第五条** 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
(会議)

**第六条** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。  
3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は次条第一項に規定する専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

**第七条** 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第四条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

**第八条** 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会に審査請求に係る事件について調査審議をさせ、当該部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

7 第六条の規定は、部会の会議について準用する。

(調査審議の手續の併合又は分離)

**第九条** 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審理関係人にその旨を通知しなければならない。

(提出資料の写し等の交付に係る手数料)

**第十条** 法第八十一条第三項において読み替えて準用する法第七十八条第四項の規定により納付しなければならない手数料（次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による主張書面又は資料の写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 複写機により用紙に単色刷りで複写したものの交付 一枚につき十円

イ 複写機により用紙に多色刷りで複写したものの交付 一枚につき五十円

二 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 用紙に単色刷りで出力したものの交付 一枚につき十円

イ 用紙に多色刷りで出力したものの交付 一枚につき五十円

（手数料の減免）

**第十一条** 審査会は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審査会が必要と認める書類を添付して審査会に提出しなければならない。

（庶務）

**第十二条** 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（その他）

**第十三条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

**第十四条** 第四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。